

世田谷区告示第665号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年9月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月25日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

55-13

2 変更の区間

世田谷区八幡山三丁目229番5

3 変更の区域

延 長 9.88メートル

幅 員 0.95メートルから0.97メートルまで

面 積 9.53平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年9月25日

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区	八幡山三丁目 2 4 番
----	--------------

